

# いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン 検討会報告書

令和2年10月2日

いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン検討会



## はじめに

文化芸術は人間が人間らしく生活していくために欠くことのできない重要な活動であり、その根底には「表現の自由」を礎とした、誰もが創造し、享受することができる権利があります。文化芸術の持つ創造性は、人々の暮らしに彩りを加え、ゆとりを持った心豊かな社会を作り上げていきます。

生活形態、価値観の多様化などが進む近年では、誰もがお互いを理解し、尊重し合う姿勢をはぐくんでいくことも必要な要素となっています。

この両視点を踏まえ、今後、板橋区における文化芸術・多文化共生社会の実現を推進していくための土壌を形成するために、「いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン検討会」「文化芸術部会」「多文化共生部会」が設置され、議論を重ねてまいりました。

会長を拝命させていただいてから、短い期間ではありましたが、全3回の検討会、各3回ずつの部会の開催を経て、様々な分野の学識経験者、関係団体、区民の方々と意見を取り交わし、大変有意義な時間を過ごすことができました。その詳細を本報告書に記します。

検討会を進めるにあたっては、板橋区がこれまで行ってきた文化芸術や多文化共生の施策を振り返り、様々な視点からの意見がありました。板橋区がかねてから力を入れてきた文化芸術施策や、伝統の歴史と今、国際交流や地域社会における共生のあり方などの従前からの議論に加え、新たなトピックスであるSDGsの推進やコロナ禍における「新たな生活様式」への行動変容を含めています。残念ながら、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は開催が延期となりましたが、伝統と創造、災害時の円滑な情報提供など、新たな課題が生まれた特異な時期であると考えています。

報告書においては、文化芸術の持つ社会包摂機能を起点とし、多文化共生を包含した理念を検討したうえで、板橋区として今後どう進めていくべきかを文化芸術・多文化共生の両面、板橋区の持つ特色としての「絵本」というキーワードの活用を提示させていただきました。さらには、それぞれの取り組みを類型化し、具体化していくことで、この報告書に詰まった思いが区民へ浸透し、また、これに関わる全ての人が同じ思いを胸に活動を行うことで、板橋区が2025年にめざす姿を実現するものと期待しています。

文末になりましたが、本検討会及び部会に携わった方々に厚く御礼申し上げるとともに、本報告書が「いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン2025」の策定の中核となり、板橋区が「東京で一番住みたくなるまち」となるための一助となることを祈念いたします。

いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン検討会  
会長 岡田 匡令

# 目 次

<b>1</b>	<b>概要</b> .....	<b>P 2</b>
	(1) いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン検討会について.....	P 2
	(2) ビジョンの策定背景・目的.....	P 2
	(3) 検討の視点.....	P 3
	(4) ビジョンの体系.....	P 4
	(5) ビジョンの位置づけ.....	P 5
	(6) ビジョンの期間.....	P 5
<b>2</b>	<b>板橋区の文化芸術について</b> .....	<b>P 6</b>
	(1) 板橋区文化芸術振興基本計画 2020 の進捗状況 .....	P 6
	(2) 文化芸術を取り巻く環境の変化等.....	P10
	(3) 板橋区文化芸術振興基本計画 2020 の評価・課題等 .....	P10
<b>3</b>	<b>板橋区が多文化共生について</b> .....	<b>P18</b>
	(1) 板橋区多文化共生まちづくり推進計画 2020 の進捗状況 .....	P18
	(2) 多文化共生を取り巻く環境の変化等.....	P21
	(3) 板橋区多文化共生まちづくり推進計画 2020 の評価・課題等 ..	P22
<b>4</b>	<b>いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン 2025 への提案</b> .....	<b>P30</b>
	(1) 基本理念.....	P30
	(2) 文化芸術目標.....	P31
	(3) 多文化共生目標.....	P34
<b>5</b>	<b>社会情勢への対応と新たな取り組み</b> .....	<b>P37</b>

## (参考資料)

- いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン検討会設置要綱
- いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン検討会・部会委員名簿
- 検討経過
- 板橋区文化芸術振興基本条例

# 1 概要

## (1) いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン検討会について

令和2年3月25日、いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン検討会設置要綱に基づき、いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン検討会（以下「検討会」という。）が設置され、板橋区長から、下記の事項について委嘱されました。

### <設置趣旨>

東京都板橋区文化芸術振興基本条例（平成17年板橋区条例第29号）第3条第2項に基づく文化芸術の振興に関する基本的な計画と多文化共生の推進にかかる基本計画を一つのビジョンとして策定するにあたり、区民や団体、専門家などから意見や助言・知見などを得るため、いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン検討会を設置する。

### <所掌事項>

- 文化芸術及び多文化共生のビジョンに関すること
- 文化芸術の振興及び多文化共生の推進にかかる施策の方向性に関すること

## (2) ビジョンの策定背景・目的

いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン2025（以下「ビジョン」という。）の策定について、板橋区より下記のとおり報告がありました。

板橋区では、板橋区文化芸術振興基本条例（以下「条例」という。）に基づき、平成23年3月に板橋区文化芸術振興ビジョンを定め、現在は、平成28年度からの5か年計画である板橋区文化芸術振興基本計画2020を着実に推進しています。

区立美術館の大規模改修、区民文化祭の充実、史跡公園整備計画の策定など一定の成果を上げてきましたが、文化会館の老朽化や指定管理者と公益財団法人板橋区文化・国際交流財団（以下「財団」という。）の役割分担に重複が指摘されるなどの課題があります。

この間、国では平成29年6月に文化芸術基本法を改正し、平成30年3月に文化芸術推進基本計画を策定しました。ビジョンは、この法律に基づき以下の表を文化芸術の範囲としています。また、平成30年6月には、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下「障害者文化芸術推進法」という。）が施行され、国は平成31年3月に同法に基づく基本的な計画を策定しました。

また、文化の祭典でもある東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）を契機として、日本の文化芸術が有する魅力を発信し、多様な人々の参加や交流を生み出すことによって、まちのにぎわいが創出されるなど、文化芸術が生み出す多様な価値への注目も高まっています。

同時に、板橋区文化芸術振興基本計画2020と計画期間を同じくする板橋区多文化共生ま

ちづくり推進計画 2020 も改定の時期を迎えます。板橋区多文化共生まちづくり推進計画 2020 では、友好都市との交流事業の充実や文化事業との連携、国際理解教育事業の拡大、サイン・行政情報の多言語化などに取り組み、一定の成果を上げているものの、近年では、外国人住民数が大幅に増加しており、東京 2020 大会や平成 31 年 4 月に施行された改正出入国管理法を踏まえると、この傾向はさらに続くものと推測され、多文化共生を推進する取り組みのさらなる強化が課題となっています。

今後の文化芸術及び多文化共生の推進にあたっては、いたばし No.1 実現プラン 2021 において視野に入れている SDGs の理念を踏まえつつ、文化芸術の発信、発展、継承と多文化理解及び国際交流を連携して推進することによって、心豊かで多様性のある共生社会の実現に向けた相乗効果が期待できます。

以上から、令和 3 年度を始期とする次期板橋区文化芸術基本計画及び板橋区多文化共生まちづくり推進計画においては、板橋区文化芸術振興ビジョンを多文化共生の視点も加えて見直し、板橋区基本計画 2025 の後半 5 年間でめざす文化芸術・多文化共生の「2025 年のあるべき姿」とその実現に向けた「施策の方向性」を示す「いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン 2025」として策定します。

#### 文化芸術基本法における文化芸術の例示

芸 術：文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く）

メディア芸術：映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術

伝統芸能：雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能

芸 能：講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能

生活文化：茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化

国民娯楽：囲碁、将棋その他の国民的娯楽

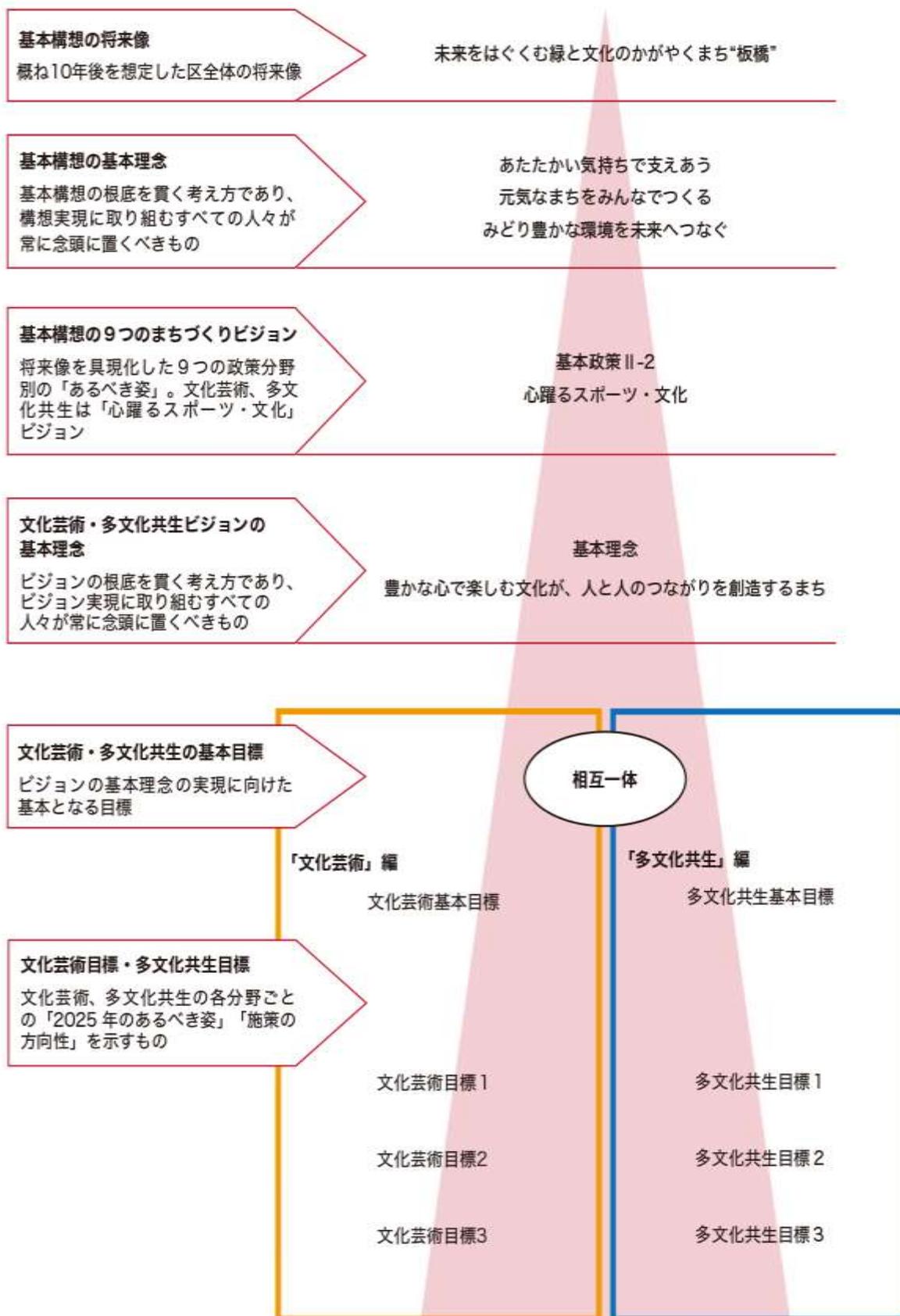
文化財等：有形及び無形の文化財並びにその保存技術

地域における文化芸術：伝統芸能、民俗芸能等

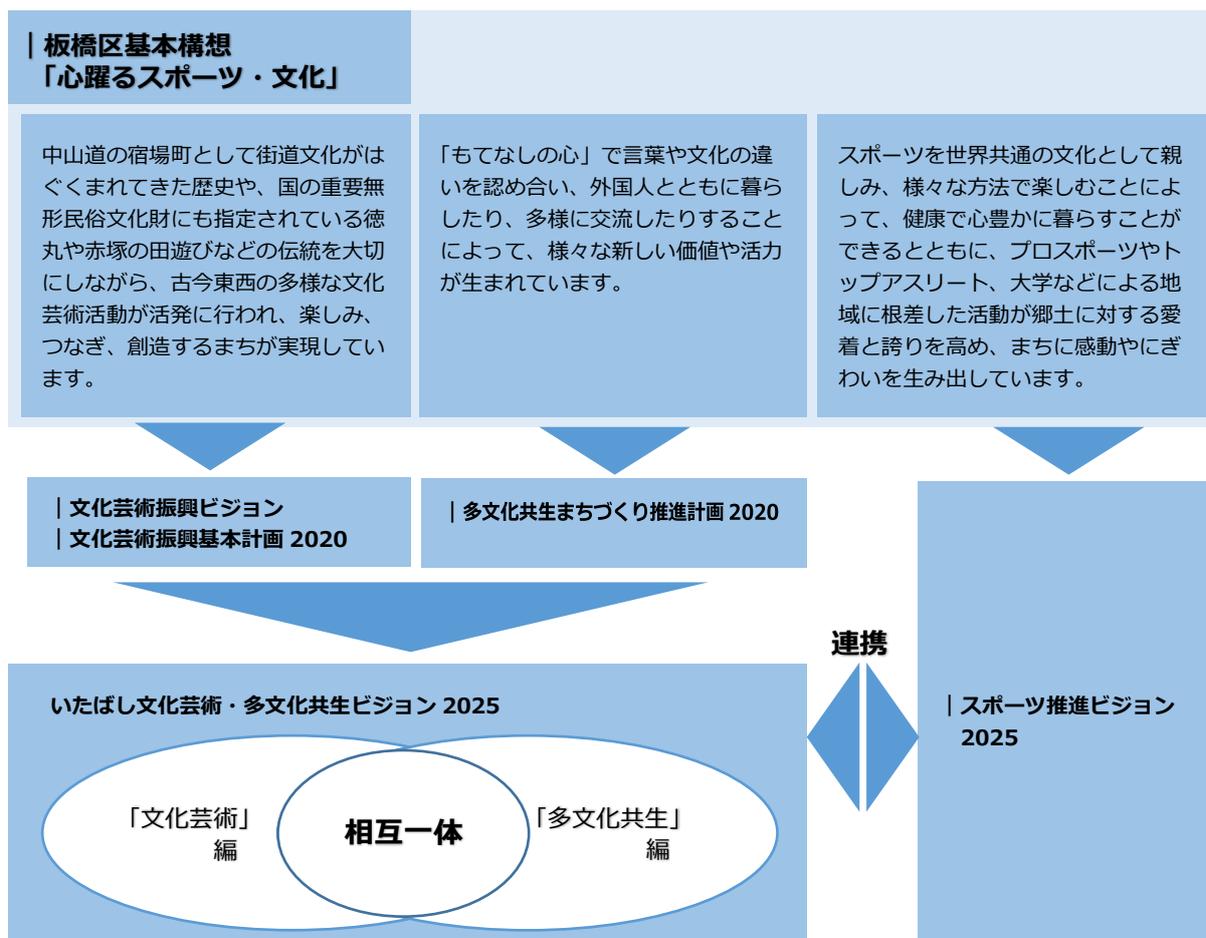
### **（3）検討の視点**

- ・区民意識調査の結果などを踏まえ、区民公募委員や学識経験者、地域・関係団体等の意見に基づき検討します。
- ・文化芸術及び多文化共生の各分野において、現行計画の進捗状況や国の動き・社会の変化等を踏まえて課題を整理し、2025 年のあるべき姿や、施策の方向性を検討します。

#### (4) ビジョンの体系



## (5) ビジョンの位置づけ



## (6) ビジョンの期間

平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)
板橋区文化芸術振興ビジョン (平成23年度～)					いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン2025 (令和3年度～令和7年度)				
板橋区文化芸術振興基本計画2020 (平成28年度～令和2年度)									
板橋区多文化共生まちづくり推進基本計画2020 (平成28年度～令和2年度)									

## 2 板橋区の文化芸術について

### (1) 板橋区文化芸術振興基本計画 2020 の進捗状況 [現計画]

板橋区文化芸術振興基本計画 2020 では、4つの施策の柱（「文化芸術の風おこし」「歴史文化の記憶つむぎ」「文化芸術の人そだて」「文化芸術の土づくり」）を中心に計画を推進してきました。

なお、板橋区文化芸術振興基本計画 2020 の施策の柱ごとに分類すると、表1の通りです。

表1

めざす将来像	施策の柱	基本施策	分類
まち 歴史や伝統を大切にしながら多様な文化芸術活動が活発に行われ、楽しみながら創造する	①文化芸術の風おこし	個性あふれる文化芸術の創造	風おこし-1
		文化芸術へいざなう機会の充実	風おこし-2
		文化芸術活動を行う場の充実	風おこし-3
		文化芸術活動の発表の機会の充実	風おこし-4
	②歴史文化の記憶つむぎ	伝統文化の継承	記憶つむぎ-1
		文化財の保存と活用	記憶つむぎ-2
	③文化芸術の人そだて	次代の文化芸術を創造する人材の育成	人そだて-1
		文化芸術を育てる担い手の育成	人そだて-2
	④文化芸術の土づくり	多様な文化芸術情報の収集と発信	土づくり-1
		文化芸術活動を支える財政支援の充実	土づくり-2
		文化芸術振興の推進体制の充実	土づくり-3

※表の中の「分類」は、P11～17に記載の一覧表の「分類」に対応しています

施策の柱ごとの主な取り組みは以下の通りです。

#### ①文化芸術の風おこし

板橋区の多様な特性、資源や人材を活用し、区民の主体的な活動を盛んにしていくことにより、文化芸術のもつ様々な力が発揮され、個性あふれる文化芸術の創造につながります。

そのために、生活の身近なところに文化芸術との接点を生み出し、文化芸術の風を感じることのできるまちづくりをめざします。

<主な取り組み>

- 区立美術館の大規模改修工事完了に伴うリニューアルオープン
  - ・国宝・重要文化財の公開許可を受けられる展示環境整備
  - ・ラウンジの設置、ユニバーサルデザインの推進 など

●郷土資料館の展示再整備

学校教育や現在整備中の史跡公園（仮称）との連携を見据えて施設を改修し、1階常設展のリニューアルを実施。

●自然と歴史と文化の里・赤塚の推進

赤塚地域スタンプラリー事業を実施。シェアサイクルシステムの実証実験を赤塚地域で開始し、回遊性・利便性を高めることで赤塚地域の魅力を向上。

●板五米店リニューアルオープン

板橋宿エリアの地域のにぎわい創出をめざして、昔ながらの面影を色濃く残す商家板五米店（いたごこめてん）を商店街の空き店舗活用事業として整備し、板橋区内外からの来訪者向けの観光スポットとしてリニューアルオープン。

●区民文化祭・前夜祭による東京 2020 大会の機運醸成

区内 25 の文化団体が集まった板橋区文化団体連合会による 2 か月間にわたって繰り広げる区民文化祭。平成 28 年度から文化団体が集結して演目披露する前夜祭を実施。平成 30 年度からは東京 2020 大会公認プログラムとして開催。

●「絵本のまち板橋」の推進

- ・昭和 56 年から区立美術館で毎年開催されるイタリア・ボローニャ国際絵本原画展は、絵本原画を芸術として捉える先駆け。令和元年 6 月に美術館のリニューアルオープン・開館 40 周年を記念した同展覧会は来館者 10,558 人を記録（第 1 回に次ぐ来館者数）。また、関連イベントとして、イラストレーターを対象に絵本制作に関して総合的・専門的な指導を行う「夏のアトリエ」や、絵本づくりのワークショップを行うなど、「絵本のまち板橋」を醸成。
- ・新たな中央図書館に「いたばしボローニャ子ども絵本館」を併設し、世界の絵本の魅力発信を計画。
- ・いたばし国際絵本翻訳大賞開催。
- ・小さな絵本館（板橋区内合計 9 か所で、絵本や絵本館を紹介するスポットを運営）
- ・小学生向け絵本づくりワークショップ（区立図書館 11 館で各館 3 回実施）
- ・中学生向け絵本づくりワークショップ  
（板橋区内の印刷会社・製本会社の協力により、本格的な絵本づくりを行う）
- ・いたばし子ども絵本展開催  
（いたばし国際絵本翻訳大賞中学生部門入賞作品、小中学生作成絵本展示）
- ・板橋区の基本構想や各種計画書の表紙、結婚記念カードや育児パッケージ目録などについて「絵本のまち板橋」をイメージさせるデザインを導入

●「落語のまち」の展開

- ・板橋区内在住の若手落語家・講談師による板橋落語会を年 3 回開催。そのほか板橋名人寄席を年 2 回開催、落語のアウトリーチ事業も実施するなど「落語のまち」を展開。
- ・板橋区内在住人間国宝講談師・神田松鯉をはじめとする人気芸人による、自宅で学ぶ古典芸能「板橋おんらいん寄席」として動画配信。

## ②歴史文化の記憶つむぎ

区民が伝統文化や文化財に触れることのできる機会や情報の提供などを通して、伝統文化の継承と文化財の保存に努め、板橋区の歴史文化や伝統を誇りとして後世につないでいけるような、「歴史文化の記憶つむぎ」を推進します。

<主な取り組み>

### ●旧粕谷家住宅の復元

江戸時代中期に建てられた旧粕谷家住宅を平成28年1月から解体・復元工事を開始。工事過程で享保8（1723）年の墨書銘が発見され建立年代が確定し、関東地方では最古級に属する古民家としての文化財的価値が明らかとなり、東京都有形文化財に指定。地域の歴史や文化を伝承する体験施設として活用予定。

### ●史跡公園（仮称）の整備

板橋区加賀に広がっていた板橋火薬製造所は、日本最古級の官営工場であり、平成29年10月に国史跡に指定。その跡地を近代化・産業遺産を保存・活用する都内初の史跡公園として整備を計画。

### ●初夏・秋の日本庭園等

水車公園内の日本庭園・茶室「徳水亭」において、初夏は華道、秋は茶道を主とした事業を実施。夏休みには子ども華道・茶道体験講座を開催するなど、日本古来の文化に親しむ機会を提供。

### ●板橋区伝統工芸展の開催

板橋区役所イベントスペースにて伝統工芸のチャリティーイベント販売を実施。  
（東京手描友禅、江戸小紋、江戸筆、提灯、甲冑、表具、根付彫刻、江戸象牙、鼈甲、三味線など）

## ③文化芸術の人そだて

文化芸術振興は、担い手である活動を行う人の裾野を広げるとともに、事業やイベントの運営スタッフ、ボランティアなどの活動を支える人材の育成や確保が重要になります。とりわけ、次代を担う子どもたちは、多くの可能性を秘めた大切な人材であり、ひとりでも多くの子どもが文化芸術に親しむ大人に育っていくことが期待されます。

このように、文化芸術に関わる人材を様々な視点で捉え、育てていく「文化芸術の人そだて」を推進します。

<主な取り組み>

### ●板橋区にゆかりあるアーティスト等による次代の育成

### ●いたばし国際絵本翻訳大賞

外国の文化に触れ、国際理解を育むことを目的に、英語とイタリア語の絵本の翻訳コンテストを実施している。また、国際理解を深め、表現力や英語力を高めることを目的に、中学生部門も設けている。

●国内外の姉妹友好都市との文化交流

- ・友好都市金沢市と板橋区の中高校生によるジュニアジャズ交流ライブを開催し、自治体間の人的・文化的交流を推進。
- ・海外姉妹友好都市との文化交流  
(中学生海外派遣事業、青少年ホームステイツアー、学校間作品交流など)

●文化財の保存と活用（ふるさと文化伝承事業）

民俗芸能が伝承されている地域内の小学校を拠点として、それらの学校の3年生または4年生を対象に、地域の民俗芸能保存団体と連携した体験学習を実施し、次世代への継承を図る。

●アウトリーチ事業等の実施

音楽、芸術、芸能などの活動者や区内の文化芸術団体などと協働し、区内小・中学校や福祉施設に出向き、クラシック音楽や落語鑑賞など実施。

●櫻井徳太郎賞

民俗学者櫻井徳太郎氏にちなみ、民俗学・歴史学・考古学を通じ、地域を基盤にした学問の発展と、地域を活かす立場から研究を進める人材の育成を図るとともに、次代を担う青少年の地域研究を奨励と郷土愛を育むことを目的として、一般・高校生・小中学生を対象に論文・作文を募集し、表彰。

●佐藤太清記念中学生絵画展

文化勲章受章の画家・故佐藤太清氏の功績を顕彰して「佐藤太清青少年美術奨励基金」を設け、全国の中学生を対象に絵画作品を公募し、絵画展を開催。

## ④文化芸術の土づくり

文化芸術振興には、多様な資源やそれに関わる人々を取り巻く環境も重要な役割を担っています。文化芸術活動は、いつでも、どこでもできるものが多い反面、音楽分野で響きの良いホールや練習室が求められるように、活動場所に関する情報や、鑑賞を楽しむ人にとっての魅力的な公演など、充実した文化芸術情報を入手できることが必要です。また、文化芸術活動に対する経済的な支援や、行政をはじめとする関係者間の連携や協働体制の確立も重要な要素となります。

このような文化芸術に関わる環境を、文化芸術活動を活発にするための土壌と位置づけ、豊かな実りが得られるように手入れをしていく「文化芸術の土づくり」を行います。

### <主な取り組み>

●文化芸術活動振興助成事業・顕彰事業

文化芸術活動を行う個人や団体を支援する助成等を行い、文化芸術活動の活性化と創造基盤の充実を図る。

●文化施設（文化会館）の環境整備充実

デジタルサイネージ導入、施設内サイン多言語化表示（日・英）、SNS 開設、インターネット抽選導入、ホームページでのバリアフリー情報の発信、鑑賞用チャイルドシート貸出、施設案内をわかりやすくするためのピクトグラム（絵文字）表示など

●区内文化事業の情報発信

区立文化会館をはじめとした区内の公共施設で実施する様々なイベント情報を掲載して情報発信する財団情報誌「ふれあい」の発行（年間 147,000 部発行）や SNS を活用した情報発信。

●区内施設等のバリアフリー情報の発信

区立文化施設だけでなく、官公署や公園、鉄道駅のほか区内イベントにおけるバリアフリー情報等も掲載する「いたばしバリアフリーマップ どこでも誰でもおでかけマップ」を発行。情報はピクトグラム（絵文字）、マークにてわかりやすく表示し、また、視覚障がい者への対応として「音声コード」も掲載。

## （2）文化芸術を取り巻く環境の変化等

板橋区文化芸術振興基本計画 2020 を推進する一方、国における新たな法律の制定や法改正、社会情勢や区内の新たな動向など、文化芸術を取り巻く環境が大きく変化しています。

### <国及び社会情勢の動向>

- 東京 2020 大会の開催決定
- 改正文化芸術基本法（平成 29 年 6 月）
- 文化芸術推進基本計画（平成 30 年 6 月）
- 障害者文化芸術推進法（平成 30 年 6 月）
- 障害者文化芸術推進基本計画（平成 31 年 3 月）
- SDGs の推進

### <板橋区の動向>

- 陸軍板橋製造所跡が国史跡に指定され、史跡公園(仮称)の整備構想・基本計画策定
- 区立美術館の大規模改修工事完了に伴うリニューアルオープン
- 郷土資料館の展示再整備
- 板橋区手話言語条例制定

## （3）板橋区文化芸術振興基本計画 2020 の評価・課題等

このような状況に照らし、板橋区文化芸術振興基本計画 2020 を推進する中で、板橋区が認識している残された課題や、新たな課題には、主に下記のようなものがあります。

<残された課題>

- 文化芸術の拠点である文化会館を取り巻く課題
  - ・老朽化対策（昭和 57 年開館）と特定天井対策
  - ・大山駅東地区周辺施設の配置検討

<新たな課題>

- 国際交流、観光、教育など関連分野における施策連携（改正文化芸術基本法）
- 障がい者が円滑に文化芸術活動を行なえる環境整備（障害者文化芸術推進法）
- 指定管理者と財団の文化事業重複

なお、いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン 2025 を検討するにあたり、文化芸術部会を設置しました。環境の変化等を踏まえ、文化芸術部会においても、現計画に関する評価を行うとともに、課題整理や意見交換を行いました。

文化芸術部会の開催にあたり、議論の整理を行うために、検討のテーマを下記の 4 つに分類しました。

- テーマ 1 板橋区の特色ある文化芸術
- テーマ 2 文化芸術活動の場
- テーマ 3 文化芸術情操教育
- テーマ 4 障がい者の文化芸術

以下では、テーマごとに、検討会及び文化芸術部会から出された意見を板橋区文化芸術振興基本計画 2020 の評価、課題、意見として要約しました。表の中の「分類」は、P6 表 1 の「分類」に対応しています。

## テーマ 1 板橋区の特色ある文化芸術

(評価)

委員意見	分類
自然と歴史と文化の里・赤塚、絵本のまちなど、板橋区の特徴あるものを活かす取り組みは評価できる。	風おこし-1
区立美術館は「絵本」を通じて、イタリア・ボローニャ市とのつながりを構築しており、評価できる。	風おこし-1
区立美術館は、館所蔵の江戸美術と板橋区の宿場町を感じる、独自性のある展覧会などを行なっており、評価できる。	風おこし-1 風おこし-2
板橋区出身、ゆかりのアーティストの活動を支援することは評価できる。	風おこし-1 人そだて-2

## (課題・意見)

委員意見	分類
文化芸術は、活動そのものが区民の生きがいであり、生活の一部である。したがって、その成果がまちの活性化に繋がるものと捉えることが重要。	風おこし-4
文化芸術活動は区民が主体であり、板橋区は区民活動を支える環境を整えることが必要。また、区民活動を支えるために、財政支援の充実を図ることも必要。	風おこし-4 土づくり-2 土づくり-3
地域などの小さいエリアで継続する文化芸術活動が、徐々に広がり、根づいていくことが望ましく、板橋区はそうした活動を支援することが必要。	風おこし-1 土づくり-3
「鑑賞する文化」も重要であるが、区民が主体となる「演じる文化」の充実が重要。	風おこし-3 風おこし-4 人そだて-2
文化芸術活動をしている人間が一生懸命になるのは、観客がしっかり観てくれているからであり、発表の機会の充実させていくことが重要。	風おこし-4
区内 18 地域センターごとに行われているイベントや町内ごとの「まつり」、年中行事等を見守ることも大切。	風おこし-1
板橋区として、まず取り組むべきは地域文化振興（地域に根ざした文化芸術振興）と地域活性化（区民の発表の場）であると考えます。	風おこし-3 風おこし-4
文化芸術は、区民の心が豊かになることや、地域の活動を助けることなど、地域のコミュニティをつなぐことで、地域課題を解決する力がある。	-
多様な文化芸術活動があり、すべての人が自由に活動できる環境を提供することが必要。そのために各活動を把握し、共有し、支援することが必要。	風おこし-3 土づくり-3
施策に具体性を持たすために、区内の文化芸術資源を細分化し、活用方法を考えることが必要。	風おこし-1
教育、福祉、観光、国際交流など関係分野と連携し、分野横断的な取り組みを行うことが必要。	土づくり-3
区内の魅力が点と点で存在しており、点と点をつなげば線となり、線と線が交われば、面となる。そうした取り組みを行うために、行政だけではなく、大学、民間などと連携できる環境が重要。	風おこし-1 土づくり-3
多岐に渡る文化芸術支援も必要だが、板橋区として一体的に取り組むことも必要。例えば、美術館展示と並行して、その他区内施設も連携したイベントを開催するなど一体的な展開を行い、区がそれらをまとめるキュレーター（展覧会の企画・構成・運営などをつかさどる）として、発信する仕組みがあるとよい。	風おこし-1 土づくり-1

板橋区は所有するコンテンツの魅せ方を工夫することで、価値あるものとして展開し、板橋区のブランド化に繋げていくことが必要。	風おこし-1 記憶つむぎ-1 記憶つむぎ-2
板橋区は所有する文化や文化施設などのコンテンツを若い人に委ねることで、新たな発想や、持続可能な文化芸術に繋がるのではないかな。	人そだて-1 人そだて-1
区民一人ひとりが、身近に文化芸術の発展を感じられることが必要。そうしたときに、リニューアルオープンする中央図書館を新たな文化芸術情報の発信源としてアピールしてはどうか。それにより、区民が想像しやすい文化芸術振興として、文化会館と中央図書館という象徴がより際立っていくのではないかな。	風おこし-1
伝統工芸は歴史的、美術的価値があり、美術館展示など価値あるものとして展開し、板橋区のブランド化に繋げることが必要。また、そうした取り組みは、若者が伝統工芸に関心を持つきっかけとなるのではないかな。	風おこし-1 記憶つむぎ-1
区の文化芸術のブランド化について、発信すべきものの整理と、いかにストーリー性を持たせるかが重要。	風おこし-1
伝統工芸は、後継者不足による継承問題がある。伝統工芸などを教育の一環として教えるだけでなく、そこから継承に繋げる発展が必要。	記憶つむぎ-1
伝統工芸の継承として、広く知ってもらうことが重要。そのために、文化会館や美術館での常設展示や、また、区民参加型事業などの体験を通じて、素晴らしさを知ってもらい、後継者不足等の問題解決ができるとうい。	記憶つむぎ-1
伝統工芸士の後継者が不足していることなどを鑑み、伝統文化への総合的支援が必要。	記憶つむぎ-1 土づくり-2
伝統文化の継承は、次世代の若者が関心を持つことが重要。板橋区は伝統と若者が求めるものを把握し、ハブの役割を担うことが必要。	記憶つむぎ-1
子どもたちの学校教育に文化芸術、伝統文化が浸透することで、持続可能な文化芸術振興が見えてくるのではないかな。	記憶つむぎ-1 人そだて-1
板橋区の特徴である郷土芸能は、伝統を守ることも大事だが、創造を加えていくことも必要。また、創造活動をしていくことで、伝統的な文化の価値に気付くことができる。	土づくり-1
小さなイベントであっても継続することの意義をもって、伝統ある郷土芸能や板橋の文化を興していく必要がある。	記憶つむぎ-1
古い文化の維持継承するのか、現代の文化活動を支援助成するのか、板橋固有の文化遺産を重視するのか、板橋区には無関係な文化財を重視するのか、これらの視点も踏まえて、検討していくことが必要。	記憶つむぎ-1 記憶つむぎ-2

史跡公園は、未来に残す過去の文化財であり、戦争を賛美する事ではなく、戦争を機会に発展した、科学・工学の進歩を象徴するものとして公開していくことが必要。	記憶つむぎ-2
板橋区の歴史的文化を保管・維持しているのは郷土資料館と公文書館であり、板橋の文化を語る上では、郷土資料館と公文書館は重要と考える。	記憶つむぎ-1 記憶つむぎ-2
伝統芸能や遺跡などのある地域の小学校では、その地域の文化に触れる機会を多く持ってほしい。	記憶つむぎ-1 記憶つむぎ-2
伝統文化は、元々は村の行事で、区民全体に見せる前提ではないこともあり、触れる機会は少ない。そのため、伝統文化は本人が積極的に見る機会を探すべきで、伝統行事に興味を持たせるような施策が必要。	記憶つむぎ-1
伝統文化は、何をもって保存・継承とするかは、人によって意見が分かれる。また、ただ保存すればいいという訳ではないという意見もあり、そうした点を踏まえ、検討していくことが必要。	記憶つむぎ-1 記憶つむぎ-2
「絵本のまち」は、子どもが活躍できるテーマであり、子どもが主体的に板橋区と関わり、実感が得られる機会として捉えていくことが重要。	風おこし-1 人そだて-1
「絵本のまち」は、絵本を軸にしたどのような展開をめざすのか示すことが必要。また、絵本をきっかけとして、歴史ある伝統文化と新しい文化芸術が会う場とすることで、新たな創造のきっかけとしてはどうか。	風おこし-1
海外から寄贈される絵本は、貴重な資料であるが、翻訳がされていないため、活用できていない。翻訳も踏まえ、活用方法を検討することが必要。	風おこし-1
イタリア・ボローニャ市との絵本文化の交流を活かし、板橋区のオリジナル絵本を作成し、ブックスタートを行なってはどうか。また、廃校を利用して、芸術家の活動や交流の場としてはどうか。	風おこし-1 人そだて-1
いたばしボローニャ絵本館は、絵本文化の担い手として絵本のまちの推進役になると考えられる。	風おこし-1
国際交流を通じた海外文化と日本文化の融合や連携は、新しいものを創ること、そして相手方の文化理解を通して相互理解につながるもの。	風おこし-1
美術館による地域芸術家支援や発信などを充実させていくべき。	土づくり-2
文化芸術の評価として、数値も大事だが、数値だけでなく内容への評価も大事。参加者数が減少しても、参加者が内容に満足していれば評価に値するもの。また、主催者が事業や集客方法等に対して、どれだけ考えて取り組んできたかという観点も評価として大切。	-
コロナ禍で直接対面できない状況をつなぐものとして、インターネットを活用した積極的な情報発信が重要。区立美術館の宣伝を世界中の人が見ることができるようにするなど、発信力への取り組みも重要。	土づくり-2

## 検討テーマ2 文化芸術活動の場

(評価)

委員意見	分類
文化芸術活動の場として、アウトリーチ事業など、文化芸術活動の裾野を広げる取り組みは評価できる。	風おこし-2

(課題・意見)

委員意見	分類
文化会館は音漏れによる利用制限があり、解消することで活動の場や鑑賞機会の拡大につながる。	風おこし-3
文化会館は多くの人利用する場であり、文化芸術の情報発信拠点として活用していくことが必要。	風おこし-3 土づくり-1
文化芸術活動の場として、板橋区の文化芸術拠点である文化会館をどのように活用していくか具体的な検討が必要。	風おこし-3
公的空間や屋外施設を活用するなど、新たな文化芸術活動の場の創出が必要。屋外であれば新型コロナウイルス感染症への対応など、柔軟な文化芸術活動の実施に繋がる。	風おこし-3
区民主体の文化芸術活動を促進するために、文化施設など活動できる場所の認知度向上が求められる。民間の力を活用するなど、周知の方法を検討していくべき。	風おこし-3 土づくり-1
文化施設の空室活用として、状況に応じて低価格で提供することで、活動の場の提供、空室解消など各方面に利益となる取り組みになるのではないか。	風おこし-3
板橋区には若い芸術家が多いが、発信の場として板橋区を選択していないことが課題として挙げられる。	風おこし-3
廃校の活用として、若手芸術家などがプロフェッショナルな方々と交流する場としてはどうか。文化芸術の担い手の育成としても重要ではないか。	風おこし-3
若い人が魅力を感じるような「場」をつくることで、新たな発信・発想の芽生えが生まれるような「場」が形成されていく仕組みづくりが重要。	風おこし-1 風おこし-3 人そだて-2
活動や鑑賞ができない人の実態を把握し、誰もが参加しやすい環境を整えることが必要。	風おこし-3 土づくり-1
文化施設の交通アクセスは重要であり、利用しやすい環境をハード面、ソフト面の両方で取り組んでいくことが必要。	風おこし-3

郷土芸能伝承館は、設立の趣旨や目的に即した利用がされているかなどを検討及び調査していくことが必要。	記憶つむぎ-1
アウトリーチ事業（出前事業）は、鑑賞機会の創出だけでなく、福祉施設等で文化芸術活動を支援するなど、地域課題を解決する展開も必要。	風おこし-2 人そだて-2
アウトリーチ事業（出前事業）の鑑賞者をどのようにして、主体的な活動や鑑賞につなげていくかが重要。	風おこし-2 人そだて-2

### 検討テーマ3 文化芸術にかかる情操教育

（評価）

委員意見	分類
板橋区には、芸術として認められた「絵本」が、海外からの寄贈を中心に集まっており、これは板橋区の信頼の積み重ねによるものと評価ができる。また、子どもが親しめる「絵本」を通じて、芸術や多文化に触れる機会を独自に創出ができることは貴重である。	風おこし-1 風おこし-2 人そだて-1
板橋区の絵本事業は、子ども目線を重視した、絵本展示、絵本読み聞かせなど評価ができる。また、美術館との連携など地域イベントとして推進していることも評価ができる。	風おこし-2 人そだて-1

（課題・意見）

委員意見	分類
文化芸術は心を豊かにするものであり、情操教育として重要。そのため、子どもの鑑賞や体験の場の充実が必要。	風おこし-2 人そだて-1
子どもの豊かな想像力をはぐくむ取り組み（授業）が重要であり、結果、文化芸術を発展させていくことに繋がる。	人そだて-1
子どもの文化芸術の浸透として、学校教育に盛り込むことが効果的。	人そだて-1 土づくり-3
学校教育に文化芸術を取り入れることについて、アーティスト自身も子どもの教育とどのように関わることができるか、自ら考えていくことが必要。また、アーティストが取り組みを行う場合には、区や学校は取り組みを支援する仕組みや環境を整備することが重要。	風おこし-2 人そだて-1 土づくり-3
子どもと文化芸術の結び付けとして、美術展示や演目披露だけでなく、ワークショップや参加型イベントを連携して行うことで、子どもたちが興味や関心を持つきっかけとなるのではないか。	風おこし-2 人そだて-1
子どもにとっての文化芸術は、自分の能力や自分の資質を高める機会でもある。	人そだて-1 人そだて-2

## 検討テーマ4 障がい者の文化芸術推進

(課題・意見)

委員意見	分類
障がい者と文化芸術の接点をどのようにつくるかが課題。接点のきっかけとして、障がい者の視点で「仕組み、情報、アドバイス」を提供することが重要。例えば、障がい者に対する知識を有するアーティストの紹介や、バリアフリー対応の貸施設、補助制度などを一体的に案内することで、「やってみよう」と思えるところまでサポートできるとよいのではないか。	土づくり-1
板橋区が実施している事業は、障がい者及び支援団体を交えて検討することが必要。	風おこし-1
障がい者の文化芸術推進について、板橋区としての方針や考え方を示し、区民が理解して、一体的に取り組んでいくことが必要。	土づくり-3
障がい者に対応した公演等を開催したいときに、実務的な知識や経験が必要となるため、そうした知識や経験を伝える講座などがあってもよいのではないか。	人そだて-2 土づくり-1
障がい者への配慮と併せて、「文化芸術の障壁をなくす」発想で、性別や年齢、国籍などの多様性を踏まえた、誰でも参加できる方向性で取り組むことも重要。	風おこし-3
文化芸術への関わり方は、活動や鑑賞に限らず多様であり、どのような関わり方をつくっていくかという視点も大事。	人そだて-2
障がい者による文化芸術活動と、学校教育と連携することで、障がい者の活動の場や、相互理解につながる。	人そだて-1 人そだて-2
情報発信においては、文化芸術情報の点字案内や、PDF ファイルの音声読み上げ対応により、多くの人が参加できるようになる。	土づくり-1
文化会館のバリアフリー化の推進が必要。例えば、点字案内やエレベーター内のスペース拡張などの施設改善により、障がいの有無や年齢、性別に関わらず、誰もが文化芸術活動を行いやすい環境を整えることが重要。また、公演のバリアフリー化として、視覚障がい者に対応した音声ガイドなどを施設付帯設備とすることで、様々な団体が利用できる環境となり、バリアフリー対応公演が増えていくことにつながるのではないか。	風おこし-3
障がい者の文化芸術推進を論点として追求していくことよりも、文化会館という区内の文化芸術を発信する場において、バリアフリー等を積極的に推進することで、障がい者の文化芸術推進や、共生推進を示していくことも重要ではないか。	風おこし-3

### 3 板橋区の多文化共生について

#### (1) 板橋区多文化共生まちづくり推進計画 2020 の進捗状況 [現計画]

板橋区多文化共生まちづくり推進計画 2020 では、3つの施策の柱（「コミュニケーション支援」「生活支援」「多文化共生の人づくり」）を中心に計画を推進してきました。

なお、施策の柱ごとの施策項目は表2の通りです。

表2

めざす将来像	施策の柱	施策項目	分類
外国人とともに暮らすふれあいと活力のあるまち板橋	①コミュニケーション支援	多様な言語、メディアによる行政・生活情報の提供	コミュ支援-1
		外国人にもわかりやすいサインの表示	コミュ支援-2
		日本語及び日本社会に関する学習機会の提供	コミュ支援-3
	②生活支援	日常生活における各種支援	生活支援-1
		子育て・教育支援サービスの利用促進	生活支援-2
		日本語の学習支援	生活支援-3
		多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進	生活支援-4
		災害に対する備えの充実	生活支援-5
	③多文化共生の人づくり	啓発・交流事業の実施及び活動支援	人づくり-1
		多文化共生意識の醸成	人づくり-2
		外国人の社会参画推進	人づくり-3

※表の中の「分類」は、P23～29に記載の一覧表の「分類」に対応しています

施策の柱ごとの主な取り組みは以下の通りです

#### ①コミュニケーション支援

外国人の方にとって、日本語の言葉や文字が十分にわからないことが、日常生活を送るうえで大きな支障となっています。日本語が不自由でも、不便なく日常生活を送り、行政サービスを受けることができるよう、広報活動の体制を整備し、多様な言語による情報提供や案内表示をするなどのコミュニケーション支援を実施しています。

また、地域で日常生活を送るために必要な基本的な事項が理解できるよう、日本語の学習機会を提供しています。

## <主な取り組み>

- 外国人への広報活動の体制整備（多言語化対応）
  - ・多言語リーフレット（わたしの便利帳 外国語版）
  - ・街区表示板・案内板のローマ字・外国語（英・中・韓）併記
  - ・観光いたばしガイドマップの作成（英・中）
  - ・外国人向けガイドマップの作成（英・中）
- 板橋区ホームページの多言語化  
板橋区のホームページ上で、自動翻訳サービスを提供（英・中・韓）
- 各種マップの多言語化  
冊子「Welcome to いたばし」に避難場所などがわかる多言語の防災マップの掲載や、板橋区内の歴史的な所などを掲載した観光ガイドマップを多言語で作成。
- 財団情報誌「アイシェフボード」の多言語化  
国際交流事業や外国人に役立つ区政情報を掲載した財団情報誌「アイシェフボード」を多言語で作成（ルビ付き日本語、英、中、韓）。
- 国際交流員・ボランティアの通訳、翻訳業務等の実施  
国際交流員やボランティアによる庁舎窓口通訳や行政文書翻訳を実施。また、庁舎窓口で電話受話器を介した三者間通訳の対応窓口を拡大。
- 区施設内案内板等の多言語化  
公共施設の改築・改修等に合わせて、施設内の案内板等を多言語で作成。平成30年に「板橋区屋外案内標識デザインガイドライン」を策定し、文化会館、区立美術館、小豆沢体育館などで館内外のサイン多言語化・ピクトグラム表示を実施。
- 日本語教室の開催  
日本語を話せない外国人のために、日常生活を送るうえで基本的な初級レベルの日本語を学習する財団主催の教室を実施。

## ②生活支援

外国人が地域で安心して暮らすには、母国語で対応可能な相談体制を整備するほか、生活情報の多言語化などの生活支援が必要です。これに加え、外国人児童・生徒に対する日本語教育や、日本語が話せない保護者と学校側とのコミュニケーションに対する支援も重要となります。また、外国人が防災に関する情報を得られず孤立しないよう、防災情報の多言語化も求められています。

## <主な取り組み>

### ●生活情報・行政情報の多言語化

- ・住宅情報案内（都営・区営・公社・UR など）（英・中・韓）
- ・ごみ・リサイクルに関する情報（英・中・韓）
- ・国民健康保険や年金に関する案内（英・中・韓）
- ・9か国語版の母子健康手帳の配付
- ・乳幼児健診や母子保健サービス（英・中・韓・タガログ）
- ・就学に関する案内（英・中）
- ・防災情報リーフレット

### ●外国人相談会の開催

日本語でうまく説明ができない外国人を対象に通訳を介し、弁護士や行政書士などの専門家に無料で相談できる外国人相談会を実施。

### ●中国帰国者生活相談の実施

福祉事務所に来所した中国帰国者やその家族に対し、中国語の話せる相談員が相談に対応。

### ●日本語学級へのサポート体制の整備

区立小・中学校に通う日本語能力が不十分な生徒・児童に対して、指導員や通訳ボランティアの派遣を行い、授業サポートを提供。

### ●英語教育の実施

外国人英語補助指導員による生きた英語を学び、児童・生徒の国際理解教育を深める授業を実施。

### ●外国人の防災訓練への参加促進

防災訓練に外国人が参加しやすいように通訳ボランティアを配置。

## | ③多文化共生の人づくり

地域を安心して暮らせるものにするためには、外国人と日本人がともに言葉や文化の違いを理解しあうことが必要です。区民主体の多文化共生事業の支援や、区民が異なる文化に対する理解を深めることができる事業を実施する、姉妹都市等との区民レベルの交流を促進するといったことが求められています。

また、外国人が事業などに参加しやすい工夫を凝らすことも重要です。そして、多文化共生施策の対象は、外国人のみでなく日本人も含まれることを認識しなければなりません。

## <主な取り組み>

### ●多文化共生推進イベント等の開催

日本舞踊講座やカナダ文化紹介講座など、異なる文化に対する理解を深める講座や、多文化共生をテーマにした講座等を実施。また、外国人と日本人が気軽にコミュニケーションできる機会を提供した。

### ●海外姉妹友好都市等との区民交流の促進

姉妹都市等への区民ツアーの派遣など、区が提携した都市との区民レベルの交流を促進する事業を実施した。

### ●海外姉妹友好都市との文化交流

海外の姉妹・友好都市が他区に比べて多い特徴を活かし、文化交流を推進。令和元年度はバーリントン市との姉妹都市提携 30 周年記念事業を実施し、公式訪問団による相互訪問、市民区民レベルでの相互訪問、文化団体による文化交流など、相互理解と交流を推進。

### ●ホームステイホームビジットの実施

ホームステイ・ホームビジットを通じて、外国人が日本の文化や生活を体験できるよう、ホストファミリーを紹介し、区民・市民間の交流の促進を図った。

### ●区民主体の多文化共生事業の活動支援

区内ボランティア団体や NPO 団体などが多文化共生事業等を行う際に、一定条件に基づき活動助成を行った。(日本語教室、国際交流事業など)

### ●職員を対象にした多文化共生研修の実施

多文化共生に関する職員の意識啓発を行うために、研修を実施した。

研修内容：やさしい日本語の知識とスキルを身に着け、外国人と適切なコミュニケーションを取る

### ●MOTENASHI プロジェクト

東京 2020 大会開催に向け、世界の人々に感動を与える「MOTENASHI」を実現する人材育成のため、クリエイティブ研修やコンシェルジュ育成プロジェクト等を実施。

#### ・大東文化大学連携講座

「板橋の魅力を伝える もてなし英語（初級/中級）」を実施。

#### ・東京家政大学・淑徳大学連携事業

「共創マイスター養成講座」を実施。

## (2) 多文化共生を取り巻く環境の変化等

板橋区多文化共生まちづくり推進計画 2020 を推進する一方、国における新たな法律の制定や法改正、社会情勢や板橋区内の新たな動向など、多文化共生を取り巻く環境が変化してきています。

<国および社会情勢の動向>

- 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律（平成 30 年 6 月）
- 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画（平成 31 年 3 月）
- 改正出入国管理法（平成 31 年 4 月）
- 日本語教育推進法（令和元年 6 月）
- SDGs の推進

<板橋区の動向>

- 総人口は増加傾向、2030 年をピークに緩やかに減少（板橋区人口ビジョン）
- 外国籍住民は増加傾向、令和 2 年 1 月時点 28,782 人（総人口比 5%）

### （3）板橋区多文化共生まちづくり推進計画 2020 の評価・課題等

このような状況に照らし、板橋区多文化共生まちづくり推進計画 2020 を推進していく中で、板橋区が認識している残された課題や、新たな課題は、主に下記のようなものがあります。

<残された課題>

- 外国人人材の受け入れ、共生のための総合的対応策（改正出入国管理法）

<新たな課題>

- 増加する外国人住民への支援充実
- 日本語教育の充実とやさしい日本語の検討
- 国際交流と文化事業の連携促進

なお、いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン 2025 を検討するにあたり、多文化共生部会を設置しました。環境の変化等を踏まえ、多文化共生部会においても、現計画に関する評価を行うとともに、課題整理や意見交換を行いました。

多文化共生部会の開催にあたり、議論の整理を行うために、検討のテーマを下記の 4 つに分類しました。

- テーマ 1 板橋区の特色ある国際交流
- テーマ 2 日本語教育とやさしい日本語、多言語対応
- テーマ 3 国際理解教育・多文化理解
- テーマ 4 地域における外国人との共生と災害対策

以下では、テーマごとに、検討会及び多文化共生部会から出された意見を板橋区多文化共生まちづくり推進計画 2020 の評価、課題、意見として要約しました。表の中の「分類」は、P18 表 2 の「分類」に対応しています。

## テーマ1 板橋区の特徴ある国際交流

(評価)

委員意見	分類
板橋区が行っている国際交流事業として、一つの区がこれだけの事業を行っているということは評価できる。	人づくり-1 人づくり-2
平成30年度に行った「板橋区海外姉妹友好都市紹介イベント」のなかで、企画展示をGoogleストリートビューで公開するという試みを行ったが、再生回数が15,687回という数字だったことは素晴らしい。	人づくり-1
交流都市が23区内最多の5か国という点は非常に評価できる。国際交流は世界平和につながるもので、重要である。	人づくり-1
市(区)民交流に関して、交流後も、パネル発表やスピーチを行うなど、広く区民に周知するように取り組んでいる。	人づくり-2

(課題・意見)

委員意見	分類
多文化共生を行う上で、相手の文化の理解が必要となる。	生活支援-3
外国人の生活実態を、日本人が理解できる仕組みづくりが必要。	人づくり-2
生活における問題を外国人コミュニティで解決しているが、諸問題について行政として把握していく必要がある。	生活支援-1
外国人のニーズや課題の把握、相談体制の整備をして、生活実態を把握することが必要。	生活支援-1
外国人が安心して母国語で話せる場所や、機会を作ることも必要。	人づくり-1
外国人の国籍や言語の多様化に対応するため「やさしい日本語」の活用推進を行う必要がある。	コミュ支援-1 コミュ支援-2
外国人が住みやすい区にするために、小・中学校、地域、大学の連携を強めることが必要。	生活支援-4
地域での交流は、外国人を町会の活動に巻き込むなどして、地域に住む住人・地域の担い手として扱うべきである。	人づくり-3
海外から板橋区に来る外国人は、生産年齢人口が多い。今後は「仕事」という側面での交流を考えていき、起業等を支援できれば、外国人が板橋区の雇用を生み出し、地域経済の担い手になってもらえると思う。	生活支援-1 人づくり-3

お互いを理解し、違いを認識することが重要。それぞれの立場での表現や捉え方によって差別問題ともなる。	生活支援-3 人づくり-2
事業については、外国人のために用意するのではなく、日本人が普段活動している中に、外国人が入っていければよい。	人づくり-3
事業を行う際は、小さな単位で行い、参加者が互いの顔を見られる環境づくりが大切。	人づくり-1 人づくり-3
板橋区が主体的に事業を行うのではなく、区民の活動をサポートすることが重要。	人づくり-1 生活支援-1
外国人と日本人が文化芸術活動などを通じた、交流機会があるとよい。	人づくり-1 人づくり-2
俳句や短歌などの文化芸術を通して、日本語の面白さを知ってもらい、日本語が身につく仕組みづくりの構築も重要。	コミュ支援-3 生活支援-3
祭りなど多くの人が集まる「広場」を作ることで、対話が生まれる。そうした広場に外国人や区民を「巻き込む」施策が重要。	人づくり-3
SDG s の視点から多文化共生の推進に取り組むためには、外国人が日本で学んだ知識や技術を母国に持ち帰ってもらうという発想が必要。	人づくり-1 人づくり-3
社会の問題を世界中の人々でどのように解決していくかという問いが、SDG s の取り組みを発展させる方向性のひとつである。	人づくり-1
友好都市をはじめとする国際交流は、行政課題に関するテーマをもって行うという視点が必要。	人づくり-1
板橋区は交流都市が23区中で1番多い5か国となっている。交流都市からの来賓について、建設関係や教育・高齢者施設視察など、テーマをもって受け入れを行えるとよいのではないかな。	人づくり-1 人づくり-2
交流都市との青少年・区民交流は、一度きりの交流ではなく、継続的な関係を築く必要がある。	人づくり-1 人づくり-2
多文化共生センター等の活動拠点を整備して、ボランティアの活動を支援する必要がある。	コミュ支援-3 生活支援-3

## テーマ2 日本語教育とやさしい日本語、多言語対応

※やさしい日本語…普通の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい日本語のこと。

(出典|2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会ホームページ)

(課題・意見)

委員意見	分類
多言語対応は、既存の文書等の言語を翻訳するだけでなく、今あるものを根本から見直し、誰にとってもわかりやすいものを作ることが重要。	コミュ支援-1
行政における翻訳通訳体制の強化を推進することが必要。	コミュ支援-1 生活支援-1
外国人の国籍や言語の多様化に対応するため、やさしい日本語の活用を推進することが重要。	コミュ支援-1 コミュ支援-2
やさしい日本語は、お年寄りや障がい者にも理解しやすいなど、福祉的要素もあるため推進する必要がある。	コミュ支援-1 コミュ支援-2
やさしい日本語の職員研修は、どの程度職員に浸透しているのかが重要。また、継続していくことが重要。	コミュ支援-1 人づくり-2
外国人が住みやすい区にするために、小・中学校、地域、大学の連携を強めることが必要。	生活支援-4
外国人の子どもに対して、入学前オリエンテーションを行うことで、価値観や日本の文化習慣(学校ルール、挨拶、年間行事)などを事前に説明する必要があると思う。	コミュ支援-3 生活支援-2
外国人の親が日本の学校制度を理解することも必要。入学前オリエンテーションのほかに、相談会なども必要ではないか。	生活支援-1 生活支援-2
日本語教育だけでなく、日本特有の学校教育の「仕組み」を理解してもらうためのサポート体制の充実が必要。	生活支援-2
日本の文化に触れることを通して、日本語を学ぶことができる仕組みづくりが必要。	コミュ支援-3 生活支援-3
外国人の間に生まれてきた子どもたちが、日本語のリズムを身に付けられる環境を整えるために、短歌や俳句を活用していけたらよい。	生活支援-3
地域交流について、無償ボランティアの支えにより成り立っていると感じる。そうしたボランティアの取り組みを行政がサポートしていくことが必要。	生活支援-1

行政のサポートが不十分で、ボランティア同士のつながりが希薄と感じるボランティア活動もある。行政とボランティア、またボランティア同士の交流を深めることで、より有効なサービス提供につながる。	コミュ支援-3
区内の外国人住民数に対して、通訳などのボランティア人数が足りていない。	生活支援-1
ボランティア活動に関わる区民の数を増やすことが重要。	コミュ支援-3
日本語教室の専門スタッフとして、ボランティアだけでなく職員が必要。	生活支援-1
ボランティアに対する敬意を、何らかの形で区から示すことが必要ではないか。	生活支援-1
地域の行事に関する掲示物について、外国人向けに多言語対応をすることが困難である。	コミュ支援-1
外国人に、地域の行事に参加してほしいと思っても、周知することが困難である。	コミュ支援-1
街中案内版が英語化されていることで、外国人は安心する。	コミュ支援-1
子どもの学校における日本語教育が十分ではないと感じる。	生活支援-3
外国人の子どもが小さいうちから、読み聞かせや読書など通じて、読解力や知力を身につけることができる環境を整えることが必要。	生活支援-3
コロナ禍で直接対面できない状況をつなぐものとして、インターネットは、双方向で学びあえるツールであり積極的な活用が重要。また、これを機に日本語の勉強も自宅でできるような方法を検討することが必要。	コミュ支援-3

### テーマ3 国際理解教育・多文化理解

(評価)

委員意見	分類
小・中学生の時に国際交流になじむことで、大学生になってからも、国際交流に対する心理的障壁はなくなると考える。そういう観点からすると、小・中学校での国際理解教育は評価できる。	生活支援-2 人づくり-1

## (課題・意見)

委員意見	分類
多文化共生の人づくりとは、いかに多くの人を巻き込めるかという点にかかっていると感じる。	コミュ支援-3 生活支援-5 人づくり-1
多文化共生の推進において、相手の文化を理解することが重要。	生活支援-3
一度でも外国人との交流の機会を持つことができれば、日本人の中にある外国人に対する心の壁は取り除かれるものだと考える。特に、先入観のない子どもの頃に交流するということが重要で、子どもが学ぶ姿を見て、大人の側も、国際交流のあり方について考えさせられるのではないか。	人づくり-1 人づくり-3
華道、茶道、着物など日本古来の文化のみでなく、日本人の日常生活における考え方やコミュニケーションのコツなどを紹介することを考えてもよいのではないか。	人づくり-1
文化というと着物や茶道など、わかりやすいものをイメージしがちであり、文化紹介というと伝統文化の紹介に終始している現状がある。今後、国際理解や多文化共生を進めていくと、日常生活での文化、という視点での文化紹介が必要になってくると思われる。	生活支援-4 人づくり-1
ホームステイ・ホームビジット事業では、日本人が外国人を受け入れるのみならず、外国人が外国人を受け入れるということをしてよいのではないか。	人づくり-1 人づくり-3
人と人のネットワークがどのように構築されているかということが重要である。行動したいと思いついたときに、頼れる人材がすぐに見つかるような環境づくりをしていってはどうか。	生活支援-1 生活支援-3
外国人同士の横のつながりがあれば、置いて行かれる人もいなくなる。外国人を、同じ国籍や言語のグループへどのように加えていくかということが課題である。それと同時に、外国人グループのリーダー的な存在と板橋区がどのように関係性を構築していくか。一人ひとりに情報を伝えるという発想ではなく、外国人同士のつながりを活用した情報発信も考えていけたらよい。	コミュ支援-1 人づくり-3
小・中学校で、外国人の子どもが増えている。外国人の子どもの側から、日本人の小・中学生に自国の文化を紹介するというのはどうか。そうすることで、外国人の子どもに対する具体的なイメージが湧くのではないか。	生活支援-4
単なる英語学習に留まらず、英語を通じた国際コミュニケーションを主眼に置くという、教員側の意識も必要。	生活支援-4
板橋区では今後、日本人の子どもと外国人の子どもが学校環境を共有するようになっていく。外国人の文化や考え方を理解するための教材として、海外から寄贈される絵本などを活用していけたらよいと考える。	生活支援-4 人づくり-2

## テーマ4 地域における外国人との共生と災害対策

(課題・意見)

委員意見	分類
多文化共生では、自国の文化と他国の文化の違いを客観的に捉えて受け入れるということが重要である。そのためには、まず自国の文化に対する理解を深める必要がある。外国人に日本文化を紹介すると、その魅力を逆に外国人から日本人が教わることも多い。	生活支援-4 人づくり-1 人づくり-3
日本国内でも、各地域でそれぞれの文化がある。海外にも、地域によって、それぞれの文化がある。そういった違いを、お互いに理解していくことが重要である。	生活支援-4 人づくり-1
日本人と外国人の互いの文化が、互いの人を通じて流動するような取り組みが大事。何か見せる、物で何かするだけでなく、互いに会話交流できる機会創出を行なっていくために、区が橋渡しをすることが必要ではないか。	人づくり-1 人づくり-2
新たな日本づくり、新たな板橋づくりということを考えた時に、外国人から学ぶ面も多いように思われる。お互いに交流しつつ、孤立しないような関係性の構築が求められている。	生活支援-5 人づくり-1 人づくり-3
日本人と外国人の交流について、何もないところから、関係性を作り上げることは非常に困難であると考え。そういったノウハウをプログラム化できるとよいのではないか。	-
互いの文化を理解するためには、コミュニケーションが欠かせない。そういった意味で、生活習慣が言語化され、相手に伝わるような工夫が必要になってくる。	-
地域交流として、外国人を町会の活動に巻き込むなどして、関わりをつくる必要がある。	人づくり-1 人づくり-3
日本人が外国人に日本語を教えるのと同時に、外国人が日本人に外国語を教えるという、双方向の関係があってもよいのではないか。	人づくり-2 コミュ支援-3
外国人に地域の担い手になってもらうには、日本語を理解してもらうことが欠かせない。病気の際など、生活する上での困りごとをサポートできたらよい。	生活支援-1
外国人が、日本のルール・文化を知らないばかりに、自分本位と思われるような誤解を生むなどのトラブルが発生しないよう、日頃から外国人に日本のルール・文化を理解してもらう取り組みが必要である。	人づくり-2 人づくり-3
日本人が外国人を理解しようという努力と、外国人が日本人を理解しようという努力の両方をサポートできる仕組みづくりが必要である。	人づくり-2
外国人との交流の場を作るには、まずテーマを決めるとよい。各国特有の食べ物や特技などを紹介するなど、工夫をする必要がある。	-

翻訳ソフトやアプリケーションなどを活用しながら、主体的に外国人とコミュニケーションを行う意識が必要である。	人づくり-2
SNS等のオンラインツールを活用し、日本人と外国人が交流できる広場（アゴラ）を作っていく取り組みをしていけたらよい。	人づくり-1
ボランティアや人材バンクについて、外国人の登録が増えていけば、今までとは違う新しいものが生まれるのではないか。	コミュ支援-1 コミュ支援-3 生活支援-3 人づくり-2
多文化共生に役立つことを何かしたいと思い立ったときに、講師等がすぐ見つかる人材バンクのようなものがあるとよいと考える。人材バンクに登録する際に研修を行うことが必要にはなるが、町会の催しや防災訓練などに、外国人が参加できるような環境づくりなどに役立てられるのではないか。	生活支援-5 人づくり-1
災害対策の考え方として、自助と共助があるが、まずは外国人自らが災害に関する知識を深めることが重要で、それが自助につながる。そのため冊子類を活用することはとてもよいと考える。	生活支援-5
災害時、外国人は言語の壁や国籍の違いから、避難所に行きたがらない。そのため、自助ができるようになることが重要。	コミュ支援-1 生活支援-5
災害対策は日々の地域のつながりが重要。そこでは、ボランティアの果たす役割は大きい。ボランティア活動をする区民を増やすことが重要。	生活支援-5
災害時、自身の安全確保後にいかに周りの人を助けられるか学ぶ必要がある。日本の高齢化に対して、若い外国人住民が多いため、共助まで目指すことが必要。	生活支援-5
災害時、大使館では地区ごとに外国人をまとめるコーディネーターがおり、情報収集・情報発信も管理している。同様の取り組みや、大使館との連携を深めることも検討してはどうか。	生活支援-5 コミュ支援-1
災害での外国人対応等を行政のみで行うことは、かえって行き届かないこともある。区民と協力し、一緒に行うことができる体制の構築が必要で、そうした取り組みが多文化共生に繋がる。	生活支援-5
外国人同士だけの協力及び解決は、「共助」の観点からは望ましくない。日本人と外国人が災害・緊急時に共助しあうことが大切であり、日頃から外国人に日本人のルール・文化を知ってもらい互いに協力していく「共生」という感覚が大切である。	生活支援-5 人づくり-2
災害時ネットワークの構築を行い、外国人がわかる言葉で情報を提供できる体制づくりが必要である。	生活支援-5

## 4 いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン 2025 への提案

### (1) 基本理念

本検討会は、現計画における評価や課題を踏まえ、次のような理念を持ち、ビジョン策定に取り組むことを提案します。

文化芸術は、文化芸術基本法（平成 29 年 6 月 23 日施行）前文において「人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである」と定義され、人々の暮らしに、楽しみや感動をもたらし、心の豊かさをはぐくむものです。さらに文化芸術による表現力は、人やまちの個性や魅力、地域への愛着を高めます。

また、多文化共生とは、自分と異なる考え方を持つ人々と接する中で、それぞれの違いを認め合う意識が生まれ、区民一人ひとりが暮らしやすいまちを実現することです。板橋区の外国人住民は年々増加しており、日本人や外国人という視点に捉われることなく、同じ地域に暮らす一員として、ともに心地よく暮らしていくことのできる社会の実現のために、多文化共生の推進は欠かせません。

これらを踏まえると、文化芸術と多文化共生の両計画の性格を併せ持つ、総合的なビジョンが策定されるものと考えます。文化芸術がもたらす人々の心のつながりや相互理解、多様な価値観を尊重する意識が多文化共生の促進に寄与することで、板橋のまちの魅力が高まり、社会包摂の機能を持つ基盤としての役割を果たすことができます。板橋ならではの文化と、外国人が持つ固有の文化とが調和することで、独創性のある新しい価値や発展が生まれ、まちのにぎわいの創出につながります。

なお、文化芸術振興及び多文化共生推進を個別的に推進すべき内容は、以下の各 3 つの目標に分けて、「2025 年のあるべき姿」と「施策の方向性」を示します。

## (2) 文化芸術目標

### 目標1 文化芸術の創造・享受・活動

#### ■ 2025年のあるべき姿

- イタリア・ボローニャ市との絵本文化交流や、歴史ある伝統文化など地域個性を活かした魅力が、区民をはじめとする多くの人に親しまれています。
- 地域ごとで行われるまつりなど、区民主体で行う文化芸術活動が活発に行われ、地域文化が根づく環境が整っています。
- 文化芸術活動は区民の生きがいであり、生活の一部であることから、区民の身近に文化芸術との接点が生み出されています。
- 海外から寄贈される絵本は、区の独自性を創出し、子どもをはじめとする誰もが親しめる文化芸術として浸透しています。
- 地域に点在する魅力を繋ぐことで、新しい創造や価値が生まれています。
- 海外文化と日本文化の融合により、新たな創造や相互理解が促進されています。
- 区民にとっての身近な環境や空間で、文化芸術に触れる機会が提供されています。
- 日常的に活動できる環境が整うことにより、区民が主体的に文化芸術活動を楽しんでいます。
- 文化芸術活動の発表の場が充実し、活動者のやりがいや、鑑賞の機会の創出に繋がっています。

#### ■ 施策の方向性

- 区内に点在する魅力をつなぐ、分野横断的な取り組みを推進する。
- 地域特性を活かした文化芸術を振興する。
- 区内の文化芸術資産を魅せ方や展開方法により、ブランド化に繋げる。
- 板橋区出身、ゆかりのあるアーティストを支援する。
- 区民主体の文化芸術活動や発表の機会を創出し、誰もが参加しやすい環境を整える。
- 文化芸術へいざなう機会の充実を図る。
- 多様な文化芸術活動を支える財政支援を図る。
- アウトリーチ事業などを活用し、地域及び福祉的課題に取り組む。

## 目標2 伝統文化・文化財

### ■ 2025年のあるべき姿

---

- 区の伝統文化や文化財が、区民にとって身近に親しまれることで継承されるとともにさらなる発展を遂げています。
- 伝統文化を保存するとともに創造を加えることで、新たな価値の発掘をしています。また、創造活動を通じて、伝統的な文化の価値に気づききっかけとなっています。
- 学校教育を通じて、伝統文化や文化財が子どもたちに浸透し、継承や地域への愛着につながっています。
- 地域個性である伝統文化や文化財を区民が知り、触れることでその素晴らしさや魅力を体感し、誇りを感じています。

### ■ 施策の方向性

---

- 伝統文化の魅力と、次代を担う人材の関心をつなぐ取り組みを推進する。
- 伝統文化や文化財の歴史的、美術的価値の発掘を推進する。
- 伝統文化や文化財の学習機会を充実させる。
- 伝統文化や文化財への支援を充実させる。
- 伝統文化や文化財の講座を拡充する。
- 郷土資料館と公文書館を中心とした、伝統文化や文化財の保存、公開及び歴史、情報の発進を推進する。

## 目標3 多様性・施設・環境

### ■ 2025年のあるべき姿

---

- すべての人が主体的に、自由に活動できる機会や環境が整っています。
- 文化会館を中心とした文化施設の設備・サービスの充実、ユニバーサルデザインの推進により、文化芸術への参加や鑑賞の機会が拡大しています。
- 子どもたちが文化芸術活動を通して、豊かな想像力や表現力を育み、自身の能力や資質を高める機会としています。
- 文化芸術は心を豊かにするものとして、鑑賞の場、体験の場が充実しています。
- 誰もが親しめる「絵本」を推進することで、子どもたちが主体的に板橋区との関わりを持っています。
- 交流の「場」とつくることで、新たな発信や発想の「場」が形成されています。
- 年齢や性別、障がいの有無を問わず、文化芸術を通じた交流が生まれています。

### ■ 施策の方向性

---

- 活動や鑑賞ができない人の実態を把握し、誰もが参加しやすい環境を整える。
- 誰もが利用しやすい文化施設の環境を整える。
- 文化施設以外の公的空間や屋外施設の活用を推進する。
- 文化会館の集客力を活かし、文化芸術情報の発信拠点として推進する。
- 文化芸術活動の裾野を広げるアウトリーチ事業などを推進する。
- 文化施設の管理と、事業実施主体を整理する。
- 文化施設で手話通訳者サービスや音声ガイドなどを導入することで、バリアフリー公演を推進する。
- 区民活動を支える支援体制を推進する。
- 区民活動や芸術家の支援を充実させる。
- 情操教育として鑑賞の場、体験の場を充実させる。
- アーティストが学校教育で文化芸術を提供できる環境や仕組みを整える。
- 障がい者が安心して文化芸術に参加できるための情報発信を推進する。

## (3) 多文化共生

### 目標1 多言語化・多言語対応

#### ■ 2025年のあるべき姿

---

- 多言語対応は、既存の文書等の言語を翻訳するだけでなく、今あるものを根本から見直し、だれにとっても本当にわかりやすいものが作られています。
- 在住外国人の国籍や言語の多様化に対応するのみならず、高齢者や障がい者にも理解しやすい「やさしい日本語」を活用する意識が徹底されています。
- 在住外国人や訪日外国人のためにも、街中案内版が英語化されています。

#### ■ 施策の方向性

---

- 日本の文化に触れることを通して、日本語を学ぶことができる仕組みづくりを行うなど、日本語学習機会提供のさらなる充実を行う。
- 「やさしい日本語」の職員研修は、どの程度職員に浸透しているのかが重要である。また、取り組みを継続していく。
- 俳句や短歌などの文化芸術を通して、日本語の面白さを知ってもらい、日本語が身につく仕組みづくりなどの構築を行う。

## 目標2 生活・防災情報の伝達・各種相談

### ■ 2025年のあるべき姿

---

- ・災害での外国人対応等を行政のみで行うことは、かえって行き届かないこともあります。区民と協力し、一緒に行うことができる体制の構築がされていることが理想であり、そうした取り組みで多文化共生に繋がります。
- ・災害対策は、日々の地域のつながりが重要であり、そこでは、ボランティアが大きな役割を果たします。ボランティア活動をする区民が現在よりも増えていることを目指します。
- ・ボランティアや人材バンクについて、外国人の登録が増えることで、今までとは違う新しいものが生まれています。
- ・災害時、自身の安全確保後に、いかに周りの人を助けられるかを外国人が学び、日本の高齢者等に対して、若い外国人住民が共助まで行えるような状況を目指します。

### ■ 施策の方向性

---

- ・生活における問題を外国人コミュニティで解決している状況が見受けられるが、諸問題について行政として把握していく。また、外国人のニーズや課題の把握、相談体制の整備をして、生活実態を把握する。
- ・行政における翻訳通訳体制の強化を推進する。
- ・多文化共生センター等の活動拠点を整備して、ボランティアの活動を支援する。
- ・災害時ネットワークの構築を行い、外国人がわかる言葉で情報を提供できる体制づくりを行う。
- ・外国人の子どもを対象とする、入学前のオリエンテーションを行う。価値観や文化の違いなどを事前に説明しておくことで、学校生活に早くなじむことができる。
- ・外国人の親が日本の学校制度を理解しないと、子どもの学校教育に支障があるため、入学前オリエンテーションのほかに、相談会などを実施する。
- ・日本語教育だけでなく、日本特有の学校教育の「仕組み」を理解してもらうためのサポート体制を充実させる。
- ・災害対策の考え方として、自助と共助があるが、まずは外国人自らが災害に関する知識を深めることが重要で、そのために冊子類を活用する。

## 目標3 人材育成・教育・啓発・海外姉妹友好都市との交流

### ■ 2025年のあるべき姿

- ・海外から板橋区に来る外国人は、生産年齢人口が多数を占めています。今後は「仕事」という側面での交流を考えていき、起業等を支援できれば、外国人が板橋区の雇用を生み出し、地域経済の担い手になってもらえると考えます。
- ・板橋区は交流都市が23区中で1番多い5か国となっています。交流都市からの来賓について、建設関係や教育・高齢者施設視察など、テーマをもって受け入れます。
- ・外国人同士の横のつながりがあれば、置いて行かれる人もいなくなります。外国人を、同じ国籍や言語のグループへ加え、それと同時に、外国人グループのリーダー的な存在と区が関係性を構築していくことで、一人ひとりに情報を伝えるという発想ではなく、外国人同士のつながりを活用した情報発信が行える状況を目指します。
- ・人と人のネットワークがどのように構築されているかが重要であり、行動したいと思いついたときに、頼れる人材がすぐに見つかるような環境づくりがされています。

### ■ 施策の方向性

- ・外国人が住みやすい区にするために、小中学校・地域・大学の連携を強化する。
- ・小中学生の時に国際交流になじむことで、大学生になってからも、国際交流に対する心理的障壁はなくなると考える。そのような観点から、小中学校での国際理解教育を実施する。
- ・小中学校で、外国人の子どもが増えていることを踏まえ、外国人の子どもの側から、日本人の小中学生に自国の文化を紹介するという試みを行う。そうすることで、外国人の子どもに対する具体的なイメージが湧くのではないかと。
- ・多文化共生では、自国の文化と他国の文化の違いを客観的に捉えて受け入れるということが重要である。そのためには、まず自国の文化に対する理解を深める必要がある。こういった点を踏まえ、外国人に、日本文化の魅力を感じてもらったうえで、その魅力を外国人の側から日本人に伝えるという取り組みなどを行う。
- ・地域での交流は、外国人を町会の活動に巻き込むなどして、地域に住む住人・地域の担い手として扱うべきである。事業については、わざわざ外国人のために用意するのではなく、日本人が普段活動している中に、外国人が入っていけるような配慮をする。また、事業を行う際は、小さな単位で行い、参加者が互いの顔を見られる環境づくりを行う。
- ・交流都市などとの国際交流は、行政課題に関するテーマをもって行う。
- ・交流都市との青少年・区民交流は、一度きりの交流ではなく、継続的な関係を築いていく。
- ・華道、茶道、着物など日本古来の文化のみでなく、日本人の日常生活における考え方やコミュニケーションのコツなども併せて紹介していく。
- ・祭りなど多くの人が集まる「広場」を作ることで、対話が生まれる。そうした広場に外国人や区民を「巻き込む」施策を実施する。

## 5 社会情勢への対応と取り組み

本検討会の議論にあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大が文化芸術及び多文化共生に与えた影響は甚大であり、今後、板橋区の5年間の施策の方向性を示す「いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン2025」の実現は難しいとの意見もありました。しかし、この状況下において行った検討会だからこそ、困難な社会情勢に対応するための課題について議論ができたとも考えられます。

例えば、文化芸術においては、集客や施設利用が制限される中であっても、状況に対応した新しい形での文化芸術活動を継続していくことができる環境が必要です。多文化共生においては、社会的危機が訪れた際に、外国人も含む住民に的確に情報を届けることが必要で、地域に暮らす外国人と言語的、心理的障壁を超えたつながりを日頃から構築することが重要です。

これらは社会包摂という概念において、誰一人取り残さないというSDGsの理念に通ずるものであり、文化芸術・多文化共生を一体的に推進するという取り組みの重要性を再認識させるものです。

この大きな変革が求められる今だからこそ、新しい時代への文化芸術と多文化共生の取り組みを検討会からの区への期待として、次の通り記載します。

### ■ 現在の情勢を踏まえて区へ期待すること

---

#### 要望1 文化芸術事業の継続性の担保

国内外の情勢や経済状況により、板橋区の財政運営が多大な影響を受ける状況においても、文化芸術は「区民全体の社会的財産」であることに鑑み、区民が文化芸術活動の恩恵を享受できるよう、財政措置・事業継続性の確保を望む。

#### 要望2 文化芸術活動の場の創出

文化芸術活動は、区民や芸術家にとって生活の一部であることから、様々な情勢や状況下においても文化芸術活動ができるよう、活動の場の確保・創出を望む。

#### 要望3 地域の外国人との関係性の構築

外国人が日常生活で直面する困りごと等をスムーズに解決することを目的として、外国人を巻き込んだ地域コミュニティの構築や、各コミュニティのニーズの把握を行うよう望む。

#### 要望4 外国人の子どもに対する支援の充実

外国人の子どもが、言葉や文化の壁に直面せず、より充実した生活や学習環境を得られることを目指し、ボランティア制度の更なる充実や日本語及び日本文化の学習機会を提供するよう望む。

以上をいたばし文化芸術・多文化共生ビジョン検討会の報告とします。

## 参考資料

- いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン検討会設置要綱
- いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン検討会・部会 委員名簿
- 検討経過
- 板橋区文化芸術振興基本条例



## いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン検討会設置要綱

(令和元年 12 月 23 日 区長決定)

### (設置目的)

第 1 条 東京都板橋区文化芸術振興基本条例（平成 17 年板橋区条例第 29 号）第 3 条第 2 項に基づく文化芸術の振興に関する基本的な計画と多文化共生の推進にかかる基本計画を一つのビジョンとして策定するにあたり、区民や団体、専門家などから意見や助言・知見などを得るため、いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 文化芸術及び多文化共生のビジョンに関すること。
- (2) 文化芸術の振興及び多文化共生の推進にかかる施策の方向性に関すること。
- (3) その他会長が必要と認める事項

### (構成)

第 3 条 検討会は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する 13 名以内の委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化芸術・多文化共生関連団体の代表者
- (3) 区民公募委員
- (4) 区職員

2 会長は、委員の互選によって選出する。

3 副会長は、会長が指名する。

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 2 年以内とし、再任を妨げない。ただし、前条第 1 項第 3 号の区民公募委員については、原則として 1 期限りとする。

2 委員が欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

### (検討会の運営)

第 5 条 検討会は、会長の招集により開催する。ただし、会長が選出されるまでは、区長が招集する。

2 会長は、検討会を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

5 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (部会の設置)

第 6 条 検討会は、特定の課題を調査・検討するため、部会を設置することができる。

2 各部会の委員は 12 名以内をもって構成し、会長が任命する。

3 各部会の委員の任期は、各部会の設置期間とし、検討会において定める。

### (庶務)

第 7 条 検討会の庶務は、区民文化部文化・国際交流課において処理する。

### (委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、区民文化部長が別に定める。

### 付 則

1 この要綱は、決定の日から施行する。

2 板橋区文化芸術振興ビジョン策定懇談会設置要綱は、廃止する。

# いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン検討会・部会 委員名簿

## いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン検討会

区分	委員氏名	所属・職	備考
学識経験者	岡田 匡令	淑徳大学名誉教授	会 長
	木村 政司	日本大学芸術学部長	副会長
	駒形 克己	造本作家／デザイナー	
	杉田 理恵	クレア地域国際化推進アドバイザー	
	山口 諤司	大東文化大学文学部教授	
関係団体代表者	小林 保男	板橋区文化団体連合会会長	
	帯刀 繁	(公財)板橋区文化・国際交流財団事務局長	
	別府 明雄	板橋区観光協会会長	
	真木 亨	リンテック株式会社CSR推進室長	
区民委員	山口 藍	区民公募委員	
	王 眉眉	区民公募委員	
区職員	有馬 潤 (令和元年度) 森 弘 (令和2年度)	区民文化部長	
	松田 玲子 (令和元年度) 湯本 隆 (令和2年度)	教育委員会事務局地域教育力担当部長	

## 文化芸術部会

委員氏名	所属・職	備考
小林 保男	板橋区文化団体連合会会長	会 長
鈴木 千秋	劇団ふあんハウス	
帯刀 繁	(公財)板橋区文化・国際交流財団事務局長	
寺澤 森秋	板橋区伝統工芸保存会会長	
馬場 充好	板橋区青少年音楽振興協会会長	
平井 真奈	いたばしポローニャ子ども絵本館企画運営委員	
松井 利重子	前板橋区混声合唱団団長	
宮内 直子	板橋区演奏家協会	
山口 藍	区民公募委員	
家田 彩子	板橋区教育委員会事務局生涯学習課長	
折原 孝	板橋区区民文化部文化・国際交流課長	

## 多文化共生部会

委員氏名	所属・職	備考
岡本 信広	大東文化大学国際関係学部国際関係学科主任・教授	会 長
謝 暁慶	(公財)板橋区文化・国際交流財団国際交流員	
白井 陽子	高島平二丁目団地自治会副会長	
名古屋 啓子	(公財)板橋区文化・国際交流財団日本語教室	
松浦 克美	アン・ランゲージ・スクール成増校校長	
王 眉眉	区民公募委員	
星野 邦彦	板橋区教育委員会事務局学務課長	
折原 孝	板橋区区民文化部文化・国際交流課長	
小野 未弥	(公財)板橋区文化・国際交流財団国際交流係長	

## 検討経過

### いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン検討会

	年月日	議題等
第1回	令和2年 3月25日(水)	○委嘱状伝達式 ○検討の進め方について
第2回	6月24日(水)	○部会中間報告 ○課題や方向性の検討 ○報告書の構成について
第3回	9月2日(水)	○報告書まとめ ○ビジョン理念等の審議

### 文化芸術部会

	年月日	議題
第1回	令和2年 6月3日(水)	テーマ別検討 ①「板橋区の特色ある文化芸術」 ②「文化芸術活動の場」
第2回	7月7日(火)	テーマ別検討 ③「文化芸術にかかる情操教育」 ④「障がい者の文化芸術推進」
第3回 (書面会議)	8月3日(月) ～ 8月13日(木)	検討内容まとめ

### 多文化共生部会

	年月日	議題
第1回	令和2年 6月1日(月)	テーマ別検討 ①「板橋区の特色ある国際交流」 ②「日本語教育とやさしい日本語・多言語対応」
第2回	7月10日(金)	テーマ別検討 ③「国際理解教育・多文化理解」 ④「地域における外国人との共生と災害対策」
第3回 (書面会議)	8月3日(月) ～ 8月13日(木)	検討内容まとめ

## 東京都板橋区文化芸術振興基本条例

### (目的)

第1条 この条例は、板橋区（以下「区」という。）における文化芸術の振興についての基本理念を定め、区の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興を図るための施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定め、地域における文化芸術の振興を図ることにより、心豊かな区民生活の実現に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受する者の権利を尊重するとともに、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなくてはならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、地域における伝統文化の保存並びに文化芸術活動の保護及び発展が図られなくてはならない。

### (区の責務)

第3条 区は、区民が文化芸術を鑑賞し、若しくは創造し、又は文化芸術活動に参加することができる環境の整備に努めるものとする。

2 区は、文化芸術の振興に関する基本的な計画を定め、文化芸術振興施策を総合的に推進するものとする。

### (区民及び民間団体等の役割)

第4条 区民は、創意を生かした自主的かつ創造的な文化芸術活動に努めるとともに、文化芸術活動を行うに当たっては、相互に理解し合い、尊重し合うよう努めるものとする。

2 民間団体等（企業、学校、非営利活動を行う団体、地域団体等の団体をいう。）は、自主的に文化芸術活動を展開するとともに、区民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

### (重点目標)

第5条 区は、次に掲げる事項を重点目標とし、その達成のために必要な文化芸術振興施策を講ずるものとする。

(1) 区民共通の財産である文化財及び民俗芸能等の伝統文化の保護及び保存を行い、その継承及び発展を図ること。

(2) 将来を担う青少年が行う文化芸術活動を推進するため、優れた文化芸術に触れ、多様な文化芸術活動を行うことができる機会の提供及び学校教育における文化芸術に関する体験学習等の充実を図ること。

### (顕彰)

第6条 区は、優れた文化芸術活動を行った者及び団体に対し、顕彰を行うものとする。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する

